

＜令和8年度版＞

「快適な住まいづくり促進事業」 補助金申請の手引き

猿払村では、村民のみなさんが安心して快適に暮らすことができるよう、住宅の新築工事及び改修工事等を行う方に対して、その費用の一部を補助する制度を行っています。

この手引きには、申請にあたっての必要書類や要件等が記載されていますので、あらかじめよくお読みのうえ、手続きを行ってください。



☆申請の受付期間

【新築工事・バリアフリー改修工事・断熱改修工事】

令和8年4月13日から令和8年9月30日まで

＜耐震改修工事・耐震診断＞

令和8年4月13日から令和8年8月31日まで

※先着順で受け付けますが、この期間中でも予算に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

◆目次

○ 補助制度の概要について	1 ~ 5
○ 改修工事の判断基準について	6 ~ 9
○ 改修工事に係る補助金の算定方法について	10 ~ 11
○ Q&A	12 ~ 16
○ 補助金申請書類の記載例	17 ~ 31
○ 手続きの流れ	32



猿 払 村

補助制度の概要について

■どのような工事が補助金の対象となるのですか？

◎補助対象となる工事等

1 **新築工事**（増築や中古住宅の購入は対象になりません）

2 **改修工事**として、次に掲げるもの（下記①～③の工事を同時に行う場合も対象となりますが、**★【重要】** 下記、3耐震診断の結果、耐震性を満たさないと判断された住宅の場合は、③の耐震改修工事を行わなければ、①バリアフリー改修工事と②断熱改修工事の補助対象となりません。また、建設年次の不明な住宅も耐震診断を行ってください）

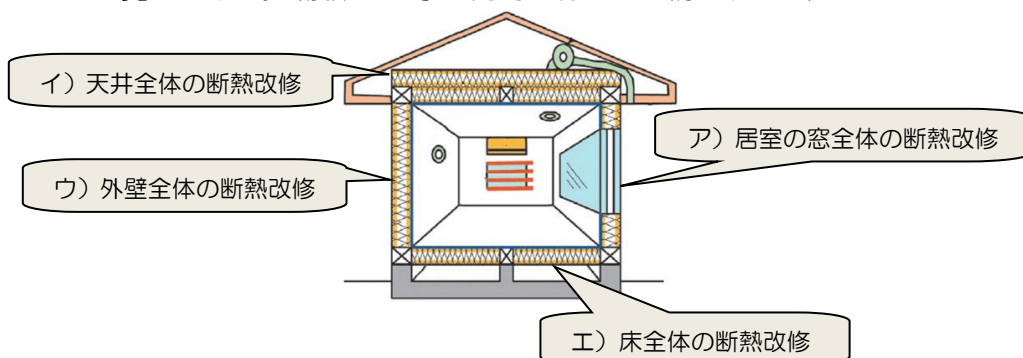
① バリアフリー改修工事

下図のアからクに掲げるいずれかの工事が対象となります。詳細については6・7ページをご覧ください。（複数の工事を同時に行っても構いません）



② 断熱改修工事

下図のアからエに掲げるいずれかの工事で、建築物省エネ法に基づく「省エネ基準」（平成28年国土交通省告示第266号）に適合するものが対象となります。詳細については8・9ページをご覧ください。（複数の工事を同時に行っても構いません）



③ 耐震改修工事

下記の3 **耐震診断の結果**、耐震性を満たさないと判断された住宅について基準に適合するように改修する工事（コンクリート基礎の補修、壁の筋交い補強など）。耐震性を満たさないと判断さ

れた住宅については、① バリアフリー改修工事・② 断熱改修工事を行う場合、耐震改修工事と同時にを行う必要があります。

3 耐震診断

★昭和56年5月以前に着工した2階建て以下の木造住宅で、上記2の改修工事を実施しようとする場合は、事前に指定技術者による耐震診断を受け、耐震性の有無を確認しなければなりません。建設年次が不明な住宅も耐震診断を行い、耐震性を確認してください

■補助対象の住宅及び申請者の条件はありますか？

◎補助対象の住宅

《共通》

- 村内の戸建て住宅（賃貸住宅や空家は含みません）で、その床面積が70㎡以上であること。
※店舗・事務所併用住宅にあっては、住宅部分の面積が全体の過半の場合のみ、住宅部分が対象となります。
- 玄関・台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室が設けられていること。
- 建設業の許可を受けた業者と工事請負契約を締結して施工すること。

《新築工事》

- 「北方型住宅仕様」で新築する住宅であること。
※「北方型住宅」とは、耐久性や断熱・気密性能など一定の基準を満たした、積雪寒冷な気候風土である北海道に適した住宅仕様です。（詳細については、各工務店または役場建設課までお問い合わせください）
- 令和9年2月26日までに新築工事が完成し、かつ、令和9年3月31日までの間で速やかに所有権保存登記又は建物表題登記を完了し、「北住まいるサポートシステム」による北方型住宅水準であることが証された保管書の交付を受けることが必須事項です。（建築確認を要する場合は、建築基準法の規定による検査済証の交付を受けることも必要です）
- 公共事業等の損失補償を受けて新築する住宅でないこと。

《改修工事》

- 村内建設業者の施工であること。（支店等でも可）
- バリアフリー改修工事と断熱改修工事については、改修工事費として算定した額（以下「補助基準額」といいます。）がそれぞれ30万円以上であること。
※「補助基準額」とは、見積額の合計と申請様式により計算した標準工事費のいずれか低い額となります。
詳細については10・11ページをご覧ください。
- 令和9年2月26日までに改修工事が完了し、引渡しを受けることが必須事項です。（耐震改修工事の場合は、同日までに施工後の耐震診断も受けること）
- 昭和56年5月以前に着工した住宅について、耐震診断の結果、耐震性を満たさないと判断された場合は、耐震改修工事を行うことが必須となります。
- 介護保険等の給付を受けて改修工事を施工する場合は、原則として対象外となります。

《耐震診断》

- 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」による耐震診断であること。
- 耐震診断員が北海道の「耐震診断・耐震改修技術者名簿」に登録している者であること。

◎申請者の条件

《共通》

- 市町村税及び猿払村に対する使用料等の納付を遅滞していないこと。
- 補助金の交付を受けた年度から5年以上、本村に居住すること。

○申請者及び同居者が暴力団員でないこと。

●同一年度において、同一の住宅について1人1回限りの申請となります。ただし、耐震診断を受けた住宅であって、その後に耐震改修工事を行う場合は除きます。

《新築工事》

○自ら居住するための住宅を新築する者であって、完成後にその所有者となる者

※完成後に登記事項証明書を提出していただき確認します。

《耐震診断・改修工事》

○改修工事（耐震診断）を行う住宅に既に居住しており、かつ、その所有者である者

■補助金はいくらもらえるのですか？

◎新築工事

○村内建設業者により建築主体工事を施工する場合 … 200万円

○村外建設業者により建築主体工事を施工する場合 … 50万円

◎改修工事

○「バリアフリー改修工事」「断熱改修工事」については、それぞれ補助基準額の20%（千円未満切捨て）で、50万円が上限となります。

○「耐震改修工事」については、見積額の20%（千円未満切捨て）で、30万円が上限となります。

◎耐震診断

○費用の全額となります。ただし、10万円が上限となります。

■交付手続きに必要な書類について

◎注意事項

申請時において既に工事等に着手している住宅については、補助の対象となりませんのでご注意ください。村からの交付決定通知を受けた後に着工するものに限りです。

また実績報告書については、工事等が完了した日から30日以内（その日が年度を経過する場合は、交付決定通知を受けた年度の末日まで）に提出しなければなりません。

◎交付申請書に必要な書類

《新築工事》

① 快適な住まいづくり促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）【※】

② 申請にあたっての確認事項（別記様式第1号の別添1）【※】

③ 住宅の附近見取図及び配置図

④ 住宅の平面図及び立面図

⑤ 住宅の床面積求積図（店舗等併用住宅の場合は、居住部分の床面積がわかるもの）

⑥ 申請者及び同居しようとする全ての方が記載された住民票の写し

⑦ 工事見積書の写し

⑧ **きた住まいるメンバー登録証の写し又は所属する1名以上のB I S、B I S-E若しくはB I S-Mの認定登録証の写し**

⑨ **その他村長が必要と認める書類**

《改修工事》

- ① 快適な住まいづくり促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）【※】
 - ② 申請にあたっての確認事項（別記様式第1号の別添2）【※】
 - ③ 改修工事補助金算定表（別記様式第2号）【※】
 - ④ 改修工事内容説明書（別記様式第3号）【※】
 - ⑤ 住宅の附近見取図
 - ⑥ 改修工事前の住宅の平面図及び改修しようとする部位の写真
 - ⑦ 改修工事の内容が記載されている図面
 - ⑧ 建物の登記事項証明書のうち全部事項証明書（固定資産税納税通知書に添付される課税明細書の写しでも可）
 - ⑨ 申請者及び同居しようとする全ての方が記載された住民票の写し
 - ⑩ 工事見積書の写し（工事基準に適合する資材、施工内容、数量等が適切に記載されていることが必要です）
 - ⑪ 使用資材の性能及び規格等を示すもの（カタログ等の写し）
- ※ 村から耐震診断費用に対する補助を同一年度に受けており、その内容に変更がない場合は上記の⑧及び⑨の書類の添付を省略することができます。

《耐震改修工事のみ》

- ⑫ 耐震診断書の写し
- ⑬ 耐震改修工事後に想定される耐震診断書の写し（補強計算書等）

《耐震診断》

- ① 快適な住まいづくり促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）【※】
- ② 申請にあたっての確認事項（別記様式第1号の別添3）【※】
- ③ 住宅の附近見取図
- ④ 建物の登記事項証明書のうち全部事項証明書（固定資産税納税通知書に添付される課税明細書の写しでも可）
- ⑤ 申請者及び同居しようとする全ての方が記載された住民票の写し
- ⑥ 耐震診断に要する費用の見積書の写し

※上記のほか、必要に応じその他の書類の提出を求めることがあります。なお、【※】印のある書類は、猿払村公式ホームページからダウンロードすることができます。

◎実績報告書に必要な書類

《新築工事》

- ① 快適な住まいづくり促進事業補助金実績報告書（別記様式第9号）【※】
- ② 工事請負契約書の写し（内容に変更があった場合は、変更後の契約書の写しも必要となります）
- ③ 建物の登記事項証明書のうち全部事項証明書
- ④ 一般財団法人北海道建築指導センターより交付される「きた住まいるサポートシステム」による北方型住宅水準であることが証された保管書の写し
- ⑤ 住宅の完成後の状況が確認できる写真（外部：玄関正面・裏面・側面、内部：居間・台所・浴室・便所及び各居室）
- ⑥ 住民票謄本

※なお、実績報告書を提出する前に建築基準法の規定による検査済証の交付を受けてください。（確認申請を要する場合のみ）

《改修工事》

- ① 快適な住まいづくり促進事業補助金実績報告書（別記様式第9号）【※】

- ② 工事請負契約書の写し（内容に変更があった場合は、変更後の契約書の写しも必要となります）
- ③ 工事受渡書その他工事が完了したことを確認できる書類の写し
- ④ 改修する部位の施工前、施工中及び施工後の写真
- ⑤ 使用資材及び出来形が工事基準に適合していることを示すもの（出荷証明書等）

《耐震改修工事のみ》

- ⑥ 施工後の耐震診断書の写し

《耐震診断》

- ① 快適な住まいづくり促進事業補助金実績報告書（別記様式第9号）【※】
- ② 契約書等耐震診断に要する費用がわかる書類の写し
- ③ 耐震診断書の写し

※上記のほか、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがあります。なお【※】印のある書類は、猿払村公式ホームページからダウンロードすることができます。

※実績報告書の提出がされ次第、村で書類を審査し、その結果、交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定する旨を通知します。通知書の受領後は、速やかに所定の様式により補助金の交付を請求してください。（請求書の様式は、村ホームページからダウンロードできます）

【重要】下水道処理区域外に住宅を新築される方は、交付申請の3か月程度前には上下水道係と浄化槽設置に係る協議を必ず行ってください。（※協議が整った後、交付申請を行ってください）

◎その他工事内容に変更が生じる場合など

所定の様式により書類を提出していただきますが、変更内容によっては補助対象外となる場合がありますので、事前に村担当課と施工内容及び手続き等について協議をしてください。また予算の都合により増額変更ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

■その他

- 所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置について、この補助と併用して受けることができますが、別途、減税等の対象となる条件を満たすことが必要です。詳細につきましては、稚内税務署または役場税務係にお問い合わせください。
- バリアフリー改修については、高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準（平成19年国土交通省告示第407号）及びバリアフリー改修工事の標準的な費用の額（平成21年国土交通省告示第384号）の最新の改正内容に基づき、猿払村が独自の工事基準及び標準工事費を定めています。
- 国の定める省エネ基準への適合については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）および住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成28年国土交通省告示第266号）の最新の改正内容に基づき、猿払村で工事基準及び標準工事費を定めています。

改修工事の判断基準について

■バリアフリー改修工事

補助対象工事		判断基準
1 介助用車いすで容易に移動できるよう通路又は出入口の幅を拡張する工事	(1) 通路の幅を拡張する工事	通路（寝室、居間、便所、脱衣室及び玄関とを結ぶものをいう。以下同じ。）又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、当該工事後の通路等が次に掲げる有効な幅員以上となるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去及び取替等の工事が想定される。なお、当該工事の施工に伴う幅木の設置、柱の面取り及び断熱材入り壁への取替等の工事を含む。
	(2) 出入口の幅を拡張する工事	ア 通路にあっては780mm以上 イ 出入口（玄関及び浴室の出入口については、開戸にあっては建具の厚み、引戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）にあっては750mm（浴室の出入口にあっては600mm）以上
2 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事		工事後におけるけあげの寸法を踏面の寸法で除して得た数値（以下「勾配」という。）が当該工事前の勾配に比して低くなるものをいう。なお、当該工事の施工に伴う電気スイッチ及びコンセントの移設等の工事を含む。
3 浴室を改良する工事	(1) 入浴又はその介助を容易に行えるよう浴室の床面積を増加させる工事	工事後の浴室の短辺が内法寸法で1,300mm以上であり、かつ、床面積が内法寸法で2.0平方メートル以上となるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替及び当該工事の施工に伴う給排水設備等の工事が想定される。なお、浴室の位置の移動、当該工事の施工に伴う仮浴室の設置及び当該工事と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事等を含む。
	(2) 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	当該工事の施工に伴う給排水設備の移設等の工事を含む。
	(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	当該工事の施工に伴う蛇口の移設等の工事を含む。ただし、福祉用具（バスリフト等）やすのこ等の設備の設置は対象としない。
	(4) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	蛇口の移設又はレバー式蛇口若しくはワンプッシュ式シャワーへの取替等の工事をいい、当該工事の施工に伴う壁面タイルの取替等の工事を含む。

補助対象工事		判断基準
4 便所を改良する工事	(1) 排せつ又はその介助を容易に行えるよう便所の床面積を増加させる工事	工事後の長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上又は便器の前方若しくは側方における便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上となるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替及び当該工事の施工に伴う給排水設備の移設等の工事が想定される。なお、便所の位置の移動及び当該工事の施工に伴う仮便所の設置等の工事を含む。
	(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	和式便器を洋式便器(洗浄機能や暖房機能等を有するものを含む。)に取り替える工事(着脱が可能なものを除く。)をいい、当該工事の施工に伴う床材の変更等の工事を含む。
	(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	便器のかさ上げ又は取替等により便器の座高を高くする工事(着脱が可能なものを除く。)をいい、当該工事の施工に伴うトイレトーパーホルダーの移設等の工事を含む。
5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路に手すりを取り付ける工事	(1) 長さが150cm以上の手すりを設置する工事	転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として手すりを取り付ける工事(ねじ等で取り付けるものを含み、工事を伴わないものを除く。)をいい、当該工事の施工に伴う壁の下地補強並びに電気スイッチ及びコンセントの移設等の工事を含む。
	(2) 長さが150cm未満の手すりを設置する工事	
6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)	(1) 玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくする工事	敷居を低くするための工事並びに廊下のかさ上げ及び固定式スロープの設置等を行う工事をいい、当該工事の施工に伴う下地の補修や根太の補強等の工事を含む。
	(2) 浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくする工事	
	(3) 上記(1)及び(2)以外の部分の段差を解消する工事	
7 出入口の戸を改良する工事	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	アコーディオンカーテンに取り替える工事を含む。
	(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	開戸の開閉を容易にするための工事をいう。
	(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	戸の開閉のための動力装置を設置する工事、戸をつり戸方式に変更する工事及び戸に戸車を設置する工事等をいう。
8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		当該工事の施工に伴う下地の補修及び根太の補強等を含む。ただし、溶剤の塗布等表面処理のみを行うものを除く。

■断熱改修工事

① 窓の断熱性を高める工事

建具の構成			熱貫流率 (W/m ² ・K)
建具の仕様		ガラスの仕様	
一重サッシ	木製又はプラスチック製	低放射複層ガス充填ガラス (空気層12mmのもの)	1.9
		低放射複層ガラス(空気層12mmのもの)	2.33
		三層複層ガラス(空気層各12mmのもの)	2.33
	木又はプラスチックと金属との複合材料製	低放射複層ガラス(空気層12mmのもの)	2.33
		三層複層ガラス(空気層各12mmのもの)	2.33
二重サッシ	建具の一方が木製又はプラスチック製	単板ガラスと低放射複層ガラス(空気層6mmのもの)	1.9
		単板ガラスと複層ガラス(空気層12mmのもの)	2.33
	問わない	単板ガラスと低放射複層ガラス(空気層12mmのもの)	2.33
三重サッシ	問わない	単板ガラス	2.33

② 躯体の断熱性を高める工事

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗の基準値 (m ² ・K/W)	記号	A-1	A-2	B	C	D	E	F
				熱伝導率 (W/(m ² ・K))	0.052 ～ 0.051	0.050 ～ 0.046	0.045 ～ 0.041	0.040 ～ 0.035	0.034 ～ 0.029	0.028 ～ 0.023	0.022 以下
				吹込み用グラスウール	GW-1 (施工密度13K)、 GW-2 (施工密度18K)			30K相当、 35K相当			
				グラスボード							
				A級イソキュロ フォームボード (9mm)							
				ウーリングボード (9mm)							
				住宅用グラスウール		10K相当	16K相当、 20K相当	24K相当、 32K相当			
				吹込み用ロックウール		25K		65K相当			
				A種ヒート セーフティ フォーム保温板			保温板4号	1号、2号、 3号	特号		
				高性能グラスウール				16K相当、 24K相当、 32K相当	40K相当、 48K相当		
				住宅用ロックウール				マット、 フィル、 ボード			
				A種押出法 ポリスチレン フォーム保温板				1種	2種	3種	
				建築物断熱 用吹付け硬 質ウレタンフォーム				A種3	A種1、A種 2		

				A種*リフレ ンフォーム保温 板			1種1号、1 種2号	2種	3種				
				A種硬質ウ ルフォーム保温 板					1種	2種1号、2 種2号、2種 3号、2種4 号			
				吹込み用セ ルファイバ-				25K、 45K、55K					
				A種フェノール フォーム保温板				2種1号、3 種1号、3種 2号	2種2号	2種3号	1種1号、1 種2号		
断熱材の厚さ【単位：mm】													
				記号	A-1	A-2	B	C	D	E	F		
木造	充填断 熱工法	屋根	6.6		345	330	300	265	225	185	150		
		天井	5.7		300	285	260	230	195	160	130		
		壁	3.3		175	165	150	135	115	95	75		
		床	外気に接す る部分	5.2		275	260	235	210	180	150	115	
			その他の部 分	3.3		175	165	150	135	115	95	75	
		土間床 等の外 周部	外気に接す る部分	3.5		185	175	160	140	120	100	80	
その他の部 分	1.2			65	60	55	50	45	35	30			
枠組壁工 法	充填断 熱工法	屋根	6.6		345	330	300	265	225	185	150		
		天井	5.7		300	285	260	230	195	160	130		
		壁	3.6		190	180	165	145	125	105	80		
		床	外気に接す る部分	4.2		220	210	190	170	145	120	95	
			その他の部 分	3.1		165	155	140	125	110	90	70	
		土間床 等の外 周部	外気に接す る部分	3.5		185	175	160	140	120	100	80	
その他の部 分	1.2			65	60	55	50	45	35	30			
木造、枠 組壁工法 又は鉄骨 造	外張断 熱工法 又は内 張断熱 工法	屋根又は天井	5.7		300	285	260	230	195	160	130		
		壁	2.9		155	145	135	120	100	85	65		
		床	外気に接す る部分	3.8		200	190	175	155	130	110	85	
			その他の部 分										
		土間床 等の外 周部	外気に接す る部分	3.5		185	175	160	140	120	100	80	
			その他の部 分	1.2		65	60	55	50	45	35	30	
鉄筋コン クリート 造等	内断熱 工法	屋根又は天井	3.6		190	180	165	145	125	105	80		
		壁	2.3		120	115	105	95	80	65	55		
		床	外気に接す る部分	3.2		170	160	145	130	110	90	75	
			その他の部 分	2.2		115	110	100	90	75	65	50	
		土間床 等の外 周部	外気に接す る部分	1.7		90	85	80	70	60	50	40	
	その他の部 分		0.5		30	25	25	20	20	15	15		
	外断熱 工法	屋根又は天井	3.0		160	150	135	120	105	85	70		
		壁	1.8		95	90	85	75	65	55	40		
		床	外気に接す る部分	2.2		115	110	100	90	75	65	50	
			その他の部 分										
土間床 等の外 周部		外気に接す る部分	1.7		90	85	80	70	60	50	40		
			0.5		30	25	25	20	20	15	15		
※充填断熱と付加断熱（外張断熱）を併用する場合は、外張断熱の熱抵抗値を充填断熱の熱抵抗値に加えたうえで、充填断熱の熱抵抗値とみなして評価できる。													

改修工事に係る補助金の算定方法について

改修工事のうち、「バリアフリー改修工事」及び「断熱改修工事」の補助基準額（補助金の算定基礎となる金額）については、次の方法により算出した金額のいずれか低い金額となり、その金額に補助率を乗じた額が補助金となります。（補助率等については3ページをご覧ください）

- ア) 下記の表の標準工事費単価に施工数量（断熱改修工事は住宅の床面積）を乗じて得た額の合計
 イ) 改修工事費に要する費用（工事基準に適合するもの）として見積もった額の合計

① バリアフリー改修工事

補助対象工事		標準工事費単価 (施工数量当たり)	
1 介助用車いすで容易に移動できるよう通路又は出入口の幅を拡張する工事	(1) 通路の幅を拡張する工事	177,900 円/㎡	
	(2) 出入口の幅を拡張する工事	192,700 円/箇所	
2 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事		618,900 円/箇所	
3 浴室を改良する工事	(1) 入浴又はその介助を容易に行えるよう浴室の床面積を増加させる工事	479,400 円/㎡	
	(2) 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	503,500 円/箇所	
	(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	27,300 円/箇所	
	(4) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	56,900 円/箇所	
4 便所を改良する工事	(1) 排せつ又はその介助を容易に行えるよう便所の床面積を増加させる工事	272,700 円/㎡	
	(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	348,500 円/箇所	
	(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	318,300 円/箇所	
5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	(1) 長さが150cm以上の手すりを設置する工事	19,300 円/m	
	(2) 長さが150cm未満の手すりを設置する工事	34,500 円/箇所	
6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事	(1) 玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくする工事	43,000 円/箇所	
	(2) 浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくする工事	93,300 円/㎡	
	(3) 上記(1)及び(2)以外の部分の段差を解消する工事	36,900 円/㎡	
7 出入口の戸を改良する工事	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	151,100 円/箇所	
	(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	14,100 円/箇所	
	(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	ア 戸に開閉のための動力装置を設置する工事	453,900 円/箇所
		イ 戸をつり戸方式に変更する工事	136,100 円/箇所
ウ 戸に戸車を設置する工事その他の工事		27,600 円/箇所	
8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		20,700 円/㎡	

(備考) 6の工事においては、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあって、段差を小さくする工事を含む。

② 断熱改修工事

補助対象工事		標準工事費単価 (住宅の床面積1㎡当たり)
1 窓の断熱性を高める工事	(1) 内窓の新設又は交換	12,000 円/㎡
	(2) サッシ及びガラスの交換	19,600 円/㎡
2 躯体の断熱性を高める工事	(1) 天井等の断熱性を高める工事	2,500 円/㎡
	(2) 壁の断熱性を高める工事	18,000 円/㎡
	(3) 床等の断熱性を高める工事	5,000 円/㎡

【注意】 上記の①及び②で算定した補助基準額が 30 万円未満となる場合は、補助金の対象となりません。

Q & A

■対象となる住宅に関すること

《共通》

Q1) 夫婦所有で共同名義の住宅の場合、申請者はどちらか1名だけで良いですか？

A：工事の契約当事者であればどちらでも構いませんが、持分割合の多い方としてください。

Q2) 所有する賃貸住宅は対象となりますか？

A：所有者自らが居住することが条件となりますので、賃貸住宅は対象にはなりません。

Q3) 店舗併用住宅は対象となりますか？

A：住宅部分の床面積が70㎡以上であり、かつ、全体の過半である建物について、住宅部分のみ対象となります。（断熱改修工事については、住宅部分について、対象となる部位全体の改修を行った場合に補助の対象となります。）

Q4) 自分で工事を行う場合は対象となりますか？

A：建設業の許可を受けた業者により施工することが条件ですので、対象にはなりません。

《新築工事》

Q5) 建売住宅を購入する場合は対象となりますか？

A：工事請負契約を締結して施工する住宅（注文住宅）が対象となりますので、建売住宅の購入は補助の対象にはなりません。

Q6) 北方型住宅仕様による新築が条件となっていますが、どの業者でも可能でしょうか？

A：詳しくは、新築工事を予定している工務店やハウスメーカーにお問い合わせください。

Q7) 既存の住宅と渡り廊下でつないで新築する場合は対象となりますか？

A：建築基準法上では増築扱いとなりますが、玄関・台所・浴室など独立した設備が設けられており、かつ、登記上新築扱いとなる場合は対象となります。ただし、その場合も北方型住宅仕様に適合することが条件となります。

Q8) 猿払村に移住して住宅を新築したいと考えていますが、その場合は対象となりますか？

A：完成後に本村に転入し、住宅の所有者となる方であれば対象となります。ただし、5年以上の居住が条件となります。

Q9) 2世帯住宅の場合の補助金はどのようになりますか？

A：棟単位の算定となります。

《改修工事》

Q10) 住宅を増築する場合は対象となりますか？

A：既存住宅の改修工事が対象となりますので、増築の場合は補助の対象とはなりません。

Q11) 中古住宅を購入し、改修工事後に入居する場合は対象となりますか？

A：購入後に建物の登記を行い、申請時に住宅を所有していることが確認できる場合は対象となります。ただし、申請時に本村に住民登録していることが条件となります。

Q12) 子が親の住んでいる親名義の住宅を工事する場合は対象となりますか？

A：住宅の所有者のみが申請可能となりますので、所有者以外の名義で工事契約する場合は対象とはなりません。

Q13) 耐震診断で耐震性を満たさないと判定された場合は？

A：改修工事のうち、耐震改修工事は必ず実施しなければなりません。なお、工事の完了後に再度耐震診断を受けて耐震性を満たしていることを確認することとなります。

《耐震診断》

Q14) いつ、新築した住宅なのかがわからないのですが？

A：村から送付される固定資産税納税通知書の課税明細書の中に建築年が記載されていますので、ご確認ください。昭和 56 年5月以前に新築に着工された住宅で改修工事を実施しようとする場合は、事前に耐震診断を受けなければなりません。

Q15) 耐震診断は誰にお願いすれば良いのですか？

A：道の「耐震診断・耐震改修技術者名簿」に登録している方が所属する事業所でなければなりません。詳しくは、道庁建設部建築指導課のホームページにより確認してください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzensuisin/meibotouroku.htm>

Q16) 住宅の図面がない場合でも、耐震診断を行うことはできますか？

A：図面等がない場合は、現地調査等を行い耐震診断に必要な図面等を作成する必要があります。詳細は、耐震診断を依頼する予定の建築士等にお尋ねください。

■補助申請に関すること

《共通》

Q17) 交付申請書に記載する事業の完了予定年月日は、工事完了予定日で良いですか？

A：原則として、工事等の完了予定日となりますが、新築工事及び耐震改修工事については、工事等の完了後に行うこととなっている手続きの終了予定日となります（手続き内容は下記に記載のとおり）。この場合において、交付申請書に記載した完了予定日より遅れる場合は、申請（完了予定日の延長）が必要になりますので、余裕をもった日付で記入してください。

○新築工事

- ・建築基準法の規定による検査済証の交付（該当する場合のみ）
- ・当該建物の所有権保存登記

・「きた住まいるサポートシステム」による北方型住宅水準であることが証された保管書」の交付

○改修工事のうち耐震改修工事

- ・工事の完了後に耐震診断を受けること。

Q18) 工事は3月末までに終わりそうですが、Q17 の手続きは翌年度の4月でも良いですか？

A：年度内に全ての手続きを終えなければ、補助金の交付はできません。

《改修工事》

Q19) 現在改修工事中ですが、その工事内容が補助基準に適合していた場合、工事を中止して申請することはできますか？

A：この制度では、村から補助金の交付決定を受けてから、工事契約を締結して着手していただくことが条件になりますので、補助の対象にはなりません。

Q20) 補助金の交付決定を受けた後に、その工事内容を一部変更することは可能でしょうか？

A：所定の様式により書類を提出していただくこととなりますが、工事内容によっては対象外となる可能性もありますので、提出前に村担当課と協議をしてください。また、対象工事費が増加する場合であっても予算の都合により補助金の増額ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、変更申請書を提出後、村からの補助金の変更交付決定を受けた後でなければ、変更後の工事に着手できませんのでご注意ください。

Q21) バリアフリー改修工事と断熱改修工事をあわせて実施したいのですが、どのように見積もってもらったら良いですか？

A：工事ごとに分けて作成してもらってください。見積内容については、工事基準に適合する資材、施工内容、数量が適切に記載されていることが必要です。

Q22) 耐震診断と改修工事をあわせて交付申請しても良いですか？

A：耐震診断の結果により耐震改修が必要になる可能性がありますので、耐震診断のみの交付申請を行い、その終了後に再度改修工事に係る交付申請をしてください。

Q23) 補助対象外の工事もあわせて実施しても良いですか？

A：その場合は、補助対象となる見積書のみに分けて提出してください。補助対象外となる工事内容については、図面を含め関係書類の提出は必要ありません。なお、併用住宅で断熱改修工事及び耐震改修工事を実施するにあたって、補助対象分と対象外分を見積書において分けがたい場合は、面積案分により対象事業費を算出します。

Q24) 改修部位の写真は、どのように撮影したものが必要ですか？

A：平面図と見比べて容易に施工箇所が確認できるように撮影してください（平面図と写真とで通し番号を付するなど）。なお、実績報告書の提出時には、同じ位置から撮影した施工中・施工後の写真も添付していただくことになります。

特にバリアフリー改修工事については、改修工事内容説明書（別記様式第3号）に記載している改修前の内容（幅員・段差・形状など）が確認できるように、アルミスタッフやりボンテープなどによる計測写真としてください。

Q25) 改修工事の内容が記載されている図面とは、どのようなものでしょうか？

A：平面詳細図・立面図・矩計図・断熱伏図・建具表など、工事内容に応じた図面を添付してください。

■改修工事の内容に関すること

《バリアフリー改修工事》

Q26) トイレやお風呂を新設する場合は、補助が受けられますか？

A：対象とはなりません。トイレ、浴室、階段及び出入口の改良は、既存のもの取替えが対象となります。

Q27) 既存の浴室をユニットバスに改修する場合は、対象となりますか？

A：工事基準に照らして、該当する項目（床面積の増加、浴槽のまたぎ高さを低くするものなど）ごとに補助の対象となります。

Q28) 温水洗浄便座（ウォッシュレット等）の設置は対象となりますか？

A：便座の設置のみでは対象となりませんが、取替後の便器が工事基準に適合する場合は、対象となります。

Q29) 段差解消や手すりの設置、通路の拡幅は屋外（敷地内）も対象となりますか？

A：屋外部分は対象となりません。

Q30) 段差解消の基準はどこですか？

A：隣り合う居室または廊下などの床面が基準となります。したがって、敷居と床の段差解消だけでは対象となりません。

《断熱改修工事》

Q31) 省エネ基準への適合はどのように確認するのですか？

A：改修工事内容説明書（別記様式第3号）に建具の製品名や断熱材の種類、厚さなどを記載していただくことになっていきますので、その内容と使用する製品のカタログ等のコピーを照合して断熱性能の適合性を確認します（断熱改修工事の適合基準については、8・9ページをご覧ください）。なお、実績報告書の提出の際に、建具や断熱材の性能が確認できるもの（出荷証明書、等級ラベルなど性能が確認できる写真など）及びその施工中の状況と施工後の写真をあわせて提出していただき、最終的に確認する形となります。

Q32) 窓ガラスのみの交換は、対象になりますか？
A：窓ガラスのみの取替えは、補助の対象となりません。
Q33) 一部の居室の窓がすでに省エネ基準に適合済みで、残る窓のみを改修する場合は対象となりますか？
A：対象となりますが、改修済みの窓が省エネ基準に適合していることを証明するものが必要になります。
Q34) 外壁の断熱改修は、1面だけでも対象となりますか？
A：対象となりません。該当する部位（このケースでは外壁）全体を改修する必要があります。
Q35) 断熱材はノンフロンに限られますか？
A：国の省エネ基準に基づき、ノンフロン製品に限ります。

■実績報告に関すること

《共通》

Q36) 実績報告書の提出期限は？
A：工事等が完了した日から原則 30 日以内となります。ただし、その日が年度をまたぐ場合は、その年度の3月末日が提出期限となります。
Q37) 実績報告書に記載する事業完了年月日は、いつの日付になりますか？
A：工事等ごとに次のとおりとなります。いずれの場合も、補助金の交付決定のあった年度内に終えなければなりません。
○新築工事は、下記の交付日等の最も遅い日
・建築基準法の規定による検査済証の交付日（該当する場合のみ）
・当該建物の所有権保存登記の法務局受付日
・「きた住まいるサポートシステム」による北方型住宅水準であることが証された保管書」の交付日
○改修工事（バリアフリー改修工事及び断熱改修工事）は、工事の引渡し日
○改修工事（耐震改修工事）は、施工後の耐震診断書の発行日
○耐震診断は、耐震診断書の発行日

《改修工事》

Q38) 施工前、施工中、施工後の写真は、どのように撮影すれば良いでしょうか？
A：下記にしたがって撮影したものとします。①～③の写真が容易に対比できるようにいずれも同じ位置から撮影してください。
① 施工前
・申請書に添付した箇所と相違ないことが確認できるもの
② 施工中
ア 既存部材または資材等が撤去されたことを確認できるもの
イ 使用した資材等が工事基準に適合していることを確認できるもの
※ 窓及び手すりなど新設に係るものは、省略することができます。
③ 施工後
ア 工事が完了したことを確認できるもの
イ バリアフリー改修工事については、幅員及び段差など工事基準を満たしていることが確認できるもの
Q39) 使用資材及び出来形が工事基準に適合していることを示すものとは、どのようなものが必要になりますか？
A：建具や断熱材の性能が確認できるもの（出荷証明書、等級ラベルなど性能が確認できる写真など）となります。

■他の補助金等との併用に関すること

《新築工事》

Q40) 国の長期優良住宅に関連する補助金を受けようとする場合、併用可能ですか？

A：原則として可能ですが、国からの補助金を受けられなくなる場合がありますので、あらかじめご確認ください。また、確認のため当該補助制度の交付決定に関する書類の写しを提出していただくことになります。

Q41) 道路の拡幅事業に伴い、移転補償費を受けて住宅を新築する場合、補助を受けられますか？

A：原則として、対象となりません。

Q42) 所得税の控除（住宅取得控除）は受けられますか？

A：要件を満たしている場合は、受けることができます。詳しくは、稚内税務署か役場税務係にお問い合わせください。

《改修工事》

Q43) 国の省エネ関連の補助金を受けようとする場合、併用可能ですか？

A：原則として可能ですが、国からの補助金を受けられなくなる場合がありますので、あらかじめご確認ください。また、確認のため当該補助制度の交付決定に関する書類の写しを提出していただくことになります。

Q44) 住宅改修に係る介護保険の給付と併用することはできますか？

A：同一の工事箇所については併用できません。ただし、工事箇所が明確に区別できる場合は併用可能です。

Q45) 改修工事に係る税制優遇を受けることができますか？

A：「バリアフリー改修」「省エネ改修」「耐震改修」に関する所得税額の特別控除や固定資産税の減税措置の制度があります。詳しくは、稚内税務署か役場税務係にお問い合わせください。

申請にあたっての確認事項

確認項目	確認内容（該当する項目にチェック）	備考
交付対象者に関する こと		
住宅の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と新築住宅の所有者となる者は同一である。	
猿払村に対する 債務の履行状況	<input type="checkbox"/> 村税又は使用料等の滞納がある。 名称： <input checked="" type="checkbox"/> 村税及び使用料等の滞納はない。	村外からの申請の場合 は、現在居住している 市町村が発行する納税 証明書を添付するこ と。
暴力団員の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者及び同居(予定)者に暴力団員はいない。	
定住の意思	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた年度の末日から起算して5年以 上、本村に居住する意思がある。	
現在の居住状況	<input type="checkbox"/> 持家住宅に居住しており、現在の住宅は<解体・譲渡・ 貸与>する予定である。 <input checked="" type="checkbox"/> 借家<公営住宅・アパート・給与住宅・その他>に居住 している。	<>内のいずれかに○ を付すること。
工事内容に関する こと	<input checked="" type="checkbox"/> 床面積が70㎡以上である。（併用住宅の場合は当該部分 を除いたもので、かつ、全体の1/2未満であること。） <input checked="" type="checkbox"/> 玄関・台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室が設 けられている。 <input checked="" type="checkbox"/> きた住まいるメンバーである。 <input checked="" type="checkbox"/> BIS資格者在籍事業者である。	
補助の制限に関する こと		
新築工事に係る 他の補助金等の 申請状況	<input checked="" type="checkbox"/> 国へ補助金等の交付を申請(予定)している。 所管省庁名： 補助金等の名称： <input type="checkbox"/> 北海道へ補助金等の交付を申請(予定)している。 補助金等の名称： <input type="checkbox"/> 他の補助金等の申請はしていない。（予定を含む）	他の補助金等の交付決 定に関する通知書類が 交付されている場合 は、その写しを添付す ること。（手元がない場 合は、到着次第提出す ること）
公共事業等の損 失補償による新 築の有無	<input type="checkbox"/> 損失補償を受けている。（予定を含む） 補償元： <input checked="" type="checkbox"/> 損失補償は受けていない。（予定を含む）	当該損失補償の内容が わかる書類の写しを添 付すること。

誓約書兼同意書

- この申請書に記載した事項について、相違がないことを誓約します。
- 村税その他猿払村に対する私の債務状況について、村当局に照会することを同意します。

申請者

住所	猿払村鬼志別西町172番地1
氏名	猿 払 太 郎

添付書類の確認を忘れずにお願
いします。

(添付書類)

- 住宅の附近見取図及び配置図
- 住宅の平面図及び立面図
- 住宅の床面積求積図（併用住宅である場合は、居住部分の床面積がわかるもの）
- 申請者及び同居しようとする全ての者が記載された住民票の写し
- 工事見積書の写し
- きた住まいるメンバー登録証の写し又は所属する1名以上のBIS、BIS-E若しくはBIS-Mの認定登録証の写し
- その他村長が必要と認める書類

申請にあたっての確認事項

確認項目	確認内容（該当する項目にチェック）	備考
交付対象者に関する こと		
住宅の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と住宅の所有者は同一である。	
猿払村に対する 債務の履行状況	<input type="checkbox"/> 村税又は使用料等の滞納がある。 名称： <input checked="" type="checkbox"/> 村税及び使用料等の滞納はない。	転入等により本村で課税されていない場合は、転入前に居住していた市町村が発行する納税証明書を添付すること。
暴力団員の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者及び同居（予定）者に暴力団員はいない。	
共有名義である 場合	<input type="checkbox"/> 申請者以外の所有者から申請に関する同意を得ている。	該当しない場合は、この欄に斜線を引くこと。
定住の意思	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた年度の末日から起算して5年以上、本村に居住する意思がある。	
工事内容に関する こと	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の床面積が70㎡以上である。（併用住宅の場合は当該部分を除いたもので、かつ、全体の1/2未満であること。） <input checked="" type="checkbox"/> 玄関・台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室が設けられている。 <input checked="" type="checkbox"/> 村内建設業者による施工である。 <input checked="" type="checkbox"/> バリアフリー改修工事又は断熱改修工事に要する費用として算定した額が30万円以上である。	耐震改修工事を除く。
補助の制限に関する こと		
改修工事に係る 他の補助金等の 申請状況	<input type="checkbox"/> 国へ補助金等の交付を申請（予定）している。 所管省庁名： 補助金等の名称： <input type="checkbox"/> 北海道へ補助金等の交付を申請（予定）している。 補助金等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 他の補助金等の申請はしていない。（予定を含む）	他の補助金等の交付決定に関する通知書類が交付されている場合は、その写しを添付すること。（手元がない場合は、到着次第提出すること）
改修工事に係る 他の制度による 給付等の申請状 況	<input type="checkbox"/> 介護保険法による住宅改修費の給付を申請（予定）している。 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法による住宅改修費の給付を申請（予定）している。 <input type="checkbox"/> その他の制度による給付等を申請（予定）している。 給付申請先： 制度の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 他の制度による給付申請はしていない。（予定を含む）	各種給付の決定に関する通知書が交付されている場合は、その写しを添付すること。（手元がない場合は、到着次第提出すること）
住宅の耐震に関する こと（※）	※以下の項目に該当しない場合は、斜線を引くこと。	（※）昭和56年6月以降に新築した住宅である場合は記載不要
建築年次	<input checked="" type="checkbox"/> 建築年次が昭和56年5月以前である。	
住宅の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 2階建て以下の木造の住宅である。	
耐震診断の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断を受けた住宅であって、その結果により求められた上部構造評点が<[1.0未満]・1.0以上>である。	評点が1.0未満である場合は耐震改修工事の実施を必須とする。
耐震診断費用	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断の費用に対して、この補助金の交付を受けている。	

裏面も記入してください

誓約書兼同意書

- 1 この申請書に記載した事項について、相違がないことを誓約します。
- 2 村税その他猿払村に対する私の債務状況について、村当局に照会することを同意します。

添付書類の確認を忘れずにお願
いします。

申請者

住 所 猿払村鬼志別西町 172 番地 1

氏 名 猿 払 太 郎

(添付書類)

<共通>

- (1) 改修工事補助金算定表（別記様式第2号）
- (2) 改修工事内容説明書（別記様式第3号）
- (3) 住宅の附近見取図
- (4) 改修工事前の住宅の平面図及び改修しようとする部位の写真
- (5) 改修工事の内容が記載されている図面
- (6) 建物の登記事項証明書のうち全部の事項が記載されたもの又は固定資産税納税通知書に添付される課税明細書の写し
- (7) 申請者及び同居しようとする全ての者が記載された住民票の写し
- (8) 工事見積書の写し
- (9) 使用資材の性能及び規格等を示すもの
- (10) その他村長が必要と認める書類

※ 村から耐震診断費用に対する補助を同一年度に受けており、その内容に変更がない場合は上記(6)及び(7)の書類の添付を省略することができる。

<耐震改修工事のみ>

- (1) 耐震診断の結果を示した書類の写し
- (2) 耐震改修工事の実施後に想定される上部構造評点が確認できる計算書の写し

改修工事補助金算定表

工事区分		標準工事費		見積額
バリアフリー改修工事	通路又は出入口の拡幅	<input type="checkbox"/> 通路の拡幅	177,900 円 × () m ² = () 円	円
		<input type="checkbox"/> 出入口の拡幅	192,700 円 × () 箇所 = () 円	円
		<input checked="" type="checkbox"/> 階段の勾配の緩和	618,900 円 × (1) 箇所 = (618,900) 円	500,000 円
	浴室の改良	<input type="checkbox"/> 床面積の増加	479,400 円 × () m ² = () 円	円
		<input checked="" type="checkbox"/> 浴槽の改良	503,500 円 × (1) 箇所 = (503,500) 円	400,000 円
		<input type="checkbox"/> 浴槽出入口等ための設備等の設置	97,300 円 × () 箇所 = () 円	円
		<input type="checkbox"/> 水栓器具の設置等	56,900 円 × () 箇所 = () 円	円
	便所の改良	<input type="checkbox"/> 床面積の増加	272,700 円 × () m ² = () 円	円
		<input type="checkbox"/> 洋式便器への取替	348,500 円 × () 箇所 = () 円	円
		<input type="checkbox"/> 洋式便器のかさ上げ	318,300 円 × () 箇所 = () 円	円
手すりの取付	<input checked="" type="checkbox"/> 長さが150cm以上のもの	19,300 円 × (4.0) m = (77,200) 円	50,000 円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 長さが150cm未満のもの	34,000 円 × (3) 箇所 = (103,500) 円	50,000 円	
床の段差の解消等	<input type="checkbox"/> 床面積の増加	0 円 × () m ² = () 円	円	
	<input type="checkbox"/> 床面積の減少	0 円 × () m ² = () 円	円	
	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	0 円 × () m ² = () 円	円	
	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	0 円 × () m ² = () 円	円	
出入口の改良	<input type="checkbox"/> 戸車等の設置	0 円 × () 箇所 = () 円	円	
	<input type="checkbox"/> 戸車等の設置	0 円 × () 箇所 = () 円	円	
これらの合計額を交付申請書の「工事等に要する費用」欄に転記します。		453,900 円 × ()	円	円
		136,100 円 × ()	円	円
		27,600 円 × ()	円	円
		20,700 円 × () m ² = () 円	円	円
諸経費等				100,000 円
消費税及び地方消費税額				88,000 円
合計				1,303,100 円
バリアフリー改修工事 基準額(A)		1,188,000	円(上記合計額のいずれか低い額)	
断熱改修工事	窓の断熱改修	<input type="checkbox"/> 内窓の新設又は交換	12,000 円 × () m ² = () 円	円
		<input checked="" type="checkbox"/> サッシ及びガラスの交換	19,600 円 × (132.5) m ² = (2,597,000) 円	1,800,000 円
	く体の断熱改修	<input type="checkbox"/> 屋根又は天井	2,500 円 × () m ² = () 円	円
		<input checked="" type="checkbox"/> 壁	18,000 円 × (132.5) m ² = (2,385,000) 円	2,500,000 円
		<input type="checkbox"/> 床等	5,000 円 × () m ² = () 円	円
諸経費等				500,000 円
消費税及び地方消費税額				384,000 円
合計				4,982,000 円
断熱改修工事 基準額(B)		4,982,000	円(上記合計額のいずれか低い額)	
耐震改修工事 基準額(C)		1,800,000	円(見積書より転記)	

※ 標準工事費欄における数量の記入にあたっては、単位が箇所の場合にあつては整数を、その他にあつては小数点第1位未満を切り捨てた数値を記入すること。

		【自動計算されます】	
補助金 交付申請額	バリアフリー改修工事	237,000	円 = (A) × 20% (上限額50万円)
	断熱改修工事	500,000	円 = (B) × 20% (上限額50万円)
	耐震改修工事	300,000	円 = (C) × 20% (上限額30万円)
	合計	1,037,000	円

※ 工事ごとの補助金交付申請額は、それぞれ千円未満を切り捨てるものとする。

この合計額を交付申請書の「補助金交付申請額」欄に転記します。

改修工事内容説明書

(1) バリアフリー改修工事

工事区分	項目	室名等	改修前		改修後		適合確認
			mm	m	mm	m	
通路又は出入口の拡幅	通路の有効幅		m ×	m	m ×	m	
			m ×	m	m ×	m	
	出入口の有効幅		mm	mm	mm	mm	
			mm	mm	mm	mm	
階段の勾配の緩和	けあげ/踏面		250 mm/	220 mm	200 mm/	240 mm	
	勾配			1.136		0.833	
浴室の改良	室内寸法(内寸)		m ×	m	m ×	m	
	床面積			m ²		m ²	
	浴槽のまたぎ			300 mm		180 mm	
							※設備の概要
便所の改良	洋式便器への取替		m ×	m	m ×	m	
	洋式便器のかさ上げ			mm		mm	
				m ²		m ²	
							※便器の型番
手すりの取付	長さ150cm以上のもの	玄関ホール			200 cm	1 箇所	
		脱衣室			200 cm	1 箇所	
					cm	箇所	
	長さ150cm未満のもの	便所			100 cm	1 箇所	
		浴室			100 cm	2 箇所	
					cm	箇所	
床の段差の解消等	玄関等の開口部又は上がりかまち	開口部		mm		mm	
	浴室出入口の段差	上がりかまち		mm		mm	
	上記施工面積			m ²		m ²	
	上記以外の箇			mm		mm	
出入口の戸の改良	引戸、折戸等への取替				(施工面積)	m ²	
	ドアノブの取替						
	動力装置の設置					箇所	
	つり戸への変更					箇所	
戸車等の設置					箇所		
滑りにくい床材料への取替		(材質)			(材質)		
		(材質)			(材質)		

黄色のセルに該当する内容を入力してください。

「バリアフリー改修工事」における工事内容の施工数量は、内法寸法で記載してください。

(2) 断熱改修工事

ア 窓の断熱性を高める工事

No.	室名	部位及び工種の別	製造事業者名	製品名	型番	規格(m)		建具の仕様		ガラスの仕様 (上段:種類) (下段:空気層)	適合確認
						幅	高さ	種類	材質		
1	居間	外窓の交換	〇〇〇〇〇	□□□□□□	*****	1.650	1.800	一重サッシ	樹脂製	Low-E複層ガラス 12mm	
2	洋室 6畳	外窓の交換	〇〇〇〇〇	□□□□□□	*****	1.650	1.300	一重サッシ	樹脂製	Low-E複層ガラス 12mm	
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

「部位及び工種の別」の欄は、リストから選択します。

「建具の種類」の欄は、リストから選択します。

黄色のセルに該当する内容を入力してください。
(ここでは省略していますが、窓の断熱性を高める工事については、全ての居室の窓の外気に接する部分が基準に適合している必要があります)

※ 「部位及び工種の別」欄は、「内窓の新設(又は交換)」「外窓の交換」のいずれかを記載すること。

(躯体)
イ く体の断熱性を高める工事

「木造」「枠組壁工法」「鉄骨造」「鉄筋コンクリート造等」のいずれかをリストから選択します。

住宅の種類	木造
断熱材の施工法	充填断熱工法

資材No.	製造事業者名	製品名	断熱材の種類	ランク
①	〇〇〇〇〇	□□□□□□	高性能グラスウール24K	C
②	「充填断熱工法」「外張断熱工法」「内張断熱工法」「内断熱工法」「外断熱工法」のいずれかをリストから選択します。			
③				

部位	室名等	資材No.	厚さ(mm)	施工範囲 (m・㎡)				開口部または欠損部分 (m・㎡)				実施面積 A-B (㎡)	基準の厚さ (mm)	適合確認
				幅(W)	奥行(D)	箇所(N)	面積 A (W×D×N)	幅(W)	奥行(D)	箇所(N)	面積 B (W×D×N)			
屋根又は天井														
	一致します。				充填断熱と外張断熱を併用する場合のみ、左欄に「充填断熱工法」を選択し、この欄に「外張断熱工法」を選択してください。				「補助金申請の手引き」8・9ページで確認のうえ、記入してください。					
				施工面積 計				開口部等 計						

部位	室名等	資材No.	厚さ(mm)	施工範囲 (m・㎡)				開口部または欠損部分 (m・㎡)				実施面積 A-B (㎡)	基準の厚さ (mm)	適合確認
				幅(W)	奥行(D)	高さ(H)	面積 A (W×D×H)	幅(W)	高さ(H)	箇所(N)	面積 B (W×H×N)			
壁	居間	①	135	3.640		2.400	8.736	1.650	1.800	1	2.970	5.766	135	
	洋室6畳	①	135	3.210	3.640	2.400	16.440	1.650	1.300	1	2.145	14.295	135	
				施工面積 計				開口部等 計						

「厚さ ≥ 基準の厚さ」となります。

黄色のセルに該当する内容を入力してください。
(ここでは一部省略していますが、躯体の断熱性を高める工事については、「屋根又は天井」「壁」「床等」の各部位ごとの全体部分の工事を実施し、その内容が基準に適合している必要があります)

部位	室名等	資材No.	厚さ(mm)	施工範囲 (m・㎡)				開口部または欠損部分 (m・㎡)				実施面積 A-B (㎡)	基準の厚さ (mm)	適合確認
				幅(W)	奥行(D)	箇所(N)	面積 A (W×D×N)	幅(W)	奥行(D)	箇所(N)	面積 B (W×D×N)			
床等														
					耐震診断書より転記してください。(1.0未満であることが条件です)				補強計算書より転記してください。(1.0以上となることが条件です)					
				施工面積 計				開口部等 計						

(3) 耐震改修工事

耐震診断員	所属: 株式会社 北海建設	氏名: 宗谷 一郎	受講履歴: H25a	
上部構造評点	改修前	0.8	改修後(計画)	1.0
耐震改修工事の概要	壁の筋交い補強			

申請にあたっての確認事項

確認項目	確認内容（該当する項目にチェック）	備考
交付対象者に関する こと		
住宅の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と住宅の所有者は同一である。	
猿払村に対する債 務の履行状況	<input type="checkbox"/> 村税又は使用料等の滞納がある。 名称： <input checked="" type="checkbox"/> 村税及び使用料等の滞納はない。	転入等により本村で課税 されていない場合は、転入 前に居住していた市町村 が発行する納税証明書を 添付すること。
暴力団員の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者及び同居（予定）者に暴力団員はいない。	
共有名義である場 合	<input type="checkbox"/> 申請者以外の所有者から申請に関する同意を得ている。	該当しない場合は、この欄 に斜線を引くこと。
定住の意思	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた年度の末日から起算して5年以上、本村 に居住する意思がある。	
住宅に関すること		
建築年次	<input checked="" type="checkbox"/> 建築年次が昭和56年5月以前である。	
住宅の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 2階建て以下の木造の住宅である。	
住宅の床面積	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の床面積が70㎡以上である。（併用住宅の場合は当該部分 を除いたもので、かつ、全体の1/2未満であること。）	
住宅の設備	<input checked="" type="checkbox"/> 玄関・台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室が設けられ ている。	
耐震診断の内容に関 すること	<input checked="" type="checkbox"/> 北海道の「耐震診断・耐震改修技術者名簿」に登録している者 による耐震診断である。 診断員の所属： 株式会社 北海建設 診断員の氏名： 宗谷 一郎 受講履歴： H25 a <input checked="" type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強 方法」に定める「一般診断法」による耐震診断である。	道庁建設部建築指導課のホームページより確認して ください。

誓約書兼同意書

- この申請書に記載した事項について、相違がないことを誓約します。
- 村税その他猿払村に対する私の債務状況について、村当局に照会することを同意します。

添付書類の確認を忘れずにお願
いします。

申請者

住所 猿払村鬼志別西町172番地1

氏名 猿払太郎

耐震診断をお願いする建築士等に確認
してください。

（添付書類）

- 住宅の附近見取図
- 建物の登記事項証明書のうち全部の事項が記載されたもの又は固定資産税納税通知書に添付される課税明細書
の写し
- 申請者及び同居する全ての者が記載された住民票の写し
- 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- その他村長が必要と認める書類

②-1 実績報告書（新築工事）

別記様式第9号（第6条関係）

快適な住まいづくり促進事業補助金実績報告書

令和 8 年 12 月 21 日

猿払村長 伊藤

下記の添付書類が全て整った時点での最終提出日となりますので、確認が終わるまでは記入しないでください。

交付対象者

住所 猿払村 鬼志別東町 1234 番地

氏名 猿払太郎

転居後（新居）の住所となります。

令和8年7月21日付け令和8年猿払村指令第***号で交付決定を受けた猿払村快適な住まいづくり促進事業補助金について、下記のとおり完了したので関係書類を添えて報告します。

- 記
- 1 補助金交付決定額 金 2,000,000 円
- 2 対象工事等の区分 **新築工事** ・ 改修工事（ 工事） ・ 耐震診断
- 3 事業完了年月日 令和 8 年 12 月 15 日
- 4 確認事項
- <新築工事>
- 1) 建築基準法の規定による検査済証の交付
- 受けている 対象区域外であるため受けていない
- ※受けている場合の交付日 (令和 8 年 12 月 1 日)
- 2) 建物の所有権保存登記
- 終えている ※受付年月日 (令和 8 年 12 月 10 日)
- 3) きた住まいるサポートシステム登録・保管書の交付
- 受けている ※交付年月日 (令和 8 年 12 月 15 日)
- <改修工事>
- 引渡しを受けている ※引渡年月日 (令和 年 月 日)
- <うち耐震改修工事>
- 施工後の耐震診断を受けている
- ※耐震診断報告書の発行日 (令和 年 月 日)
- 5 添付書類
- <新築工事>
- 添付書類の確認を忘れずお願いします。
- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 建物の登記事項証明書のうち全部の事項が記載されたもの
- (3) 北海道が指定する機関より交付される「きた住まいるサポートシステム」による北方型住宅水準であることが証された保管書の写し
- (4) 住宅の完成後の状況が確認できる写真
- (5) その他村長が必要と認める書類
- <改修工事>
- (略)
- <耐震診断>
- (略)
- 交付決定通知書（別記様式第4号）の右上に記載されている日付と文書番号を転記してください。
- 次の日付の最も遅い日となります。

②-2 実績報告書（改修工事）

別記様式第9号（第6条関係）

快適な住まいづくり促進事業補助金実績報告書

猿払村長 伊藤

下記の添付書類が全て整った時点での最終提出日となりますので、確認が終わるまでは記入しないでください。

令和 8 年 12 月 21 日

交付対象者

住 所 猿払村 鬼志別西町 172 番地 1

氏 名 猿 払 太 郎

令和8年7月21日付け令和8年猿払村指令第***号で交付決定を受けた猿払村快適な住まいづくり促進事業補助金について、下記のとおり完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 1,037,000 円

交付決定通知書（別記様式第4号）の右上に記載されている日付と文書番号を転記してください。

2 対象工事等の区分
新築工事 ・ 改修工事（バリアフリー改修・断熱改修・耐震改修工事） ・ 耐震診断

3 事業完了年月日 令和 8 年 12 月 15 日

4 確認事項

<新築工事>

1) 建築基準法の規定による検査済証の交付

受けている 対象区域外のため、受けていない
※受けている場合の交付日（令和 年 月 日）

2) 建物の所有権保存登記

終えている ※受付年 年 月 日

3) きた住まい 次の日付のいずれか遅い日となります。

受けている ※交付年月日（令和 年 月 日）

該当する工事区分を手入力してください。

<改修工事>

引渡しを受けている ※引渡年月日（令和 8 年 11 月 30 日）

<うち耐震改修工事>

施工後の耐震診断を受けている
※耐震診断報告書の発行日（令和 8 年 12 月 15 日）

5 添付書類

<新築工事>

（略）

<改修工事>

添付書類の確認を忘れずをお願いします。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事受渡書その他工事が完了したことを確認できる書類の写し
- (3) 改修する部位の施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 使用資材及び出来形が判断基準に適合していることを示すもの
- (5) 施工後の耐震診断の結果を示した書類の写し（耐震改修工事に限る。）
- (6) その他村長が必要と認める書類

<耐震診断>

（略）

②-3 実績報告書（耐震診断）

別記様式第9号（第6条関係）

快適な住まいづくり促進事業補助金実績報告書

猿払村長 伊藤

下記の添付書類が全て整った時点での最終提出日となりますので、確認が終わるまでは記入しないでください。

令和 8 年 12 月 21 日

交付対象者

住 所 猿払村 鬼志別西町 172 番地 1

氏 名 猿 払 太 郎

令和7年7月20日付け令和5年猿払村指令第***号で交付決定を受けた猿払村快適な住まいづくり促進事業補助金について、下記のとおり完了した上で関係書類を添えて報告します。

交付決定通知書（別記様式第4号）の右上に記載されている日付と文書番号を転記してください。

記

1 補助金交付決定額 金 100,000 円

2 対象工事等の区分

新築工事 ・ 改修工事（ 工事） ・ 耐震診断

3 事業完了年月日 令和 8 年 12 月 15 日

4 確認事項

<新築工事>

1) 建築基準法の規定による検査済証の交付

受けている

※受けている場合の

耐震診断書の報告日となります。

受けていない

日)

2) 建物の所有権保存登記

終えている

※受付年月日

(令和

年

月

日)

3) きた住まいるサポートシステム登録・保管書の交付

受けている

※交付年月日

(令和

年

月

日)

<改修工事>

引渡しを受けている

※引渡年月日

(令和

年

月

日)

<うち耐震改修工事>

施工後の耐震診断を受けている

※耐震診断報告書の発行日

(令和

年

月

日)

5 添付書類

<新築工事>

(略)

<改修工事>

(略)

<耐震診断>

添付書類の確認を忘れずをお願いします。

(1) 契約書等耐震診断に要する費用がわかる書類の写し

(2) 耐震診断の結果を示した書類の写し

(3) その他村長が必要と認める書類

③ 交付請求書（共通）

別記様式第11号（第7条関係）

快適な住まいづくり促進事業補助金交付請求書

下記の通知日以降の日付となります。

令和 8 年 12 月 24 日

猿払村長 伊藤 浩 一 様

交付対象者

住 所 猿払村 鬼志別東町 1234 番地

氏 名 猿 払 太 郎

猿
払

令和7年12月22日付け**猿建発第***号で額の確定の通知のあった快適な住まいづくり促進事業について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

- 1 補助金交付請求額 金 2,000,000 円
- 2 添付書類

交付額確定通知書(別記様式第10号)の右上に記載されている日付と文書番号を転記してください。

快適な住まいづくり促進事業補助金交付額確定通知書（別記様式第10号）の写し

- 3 支払口座

振込先金融機関名： ■■■■銀行 ●●●支店

忘れずに添付してください。

預 金 種 別： 普通 ・ 当座

口 座 番 号： 0 1 2 3 4 5 6

口 座 名 義 人： 猿 払 太 郎

※交付対象者と口座名義人が異なる場合は、下記委任状に記載してください。

委 任 状

快適な住まいづくり促進事業補助金の受領に関する権限を次の者に委任します。

(委任者) 住 所： 猿払村

氏 名： _____ 印

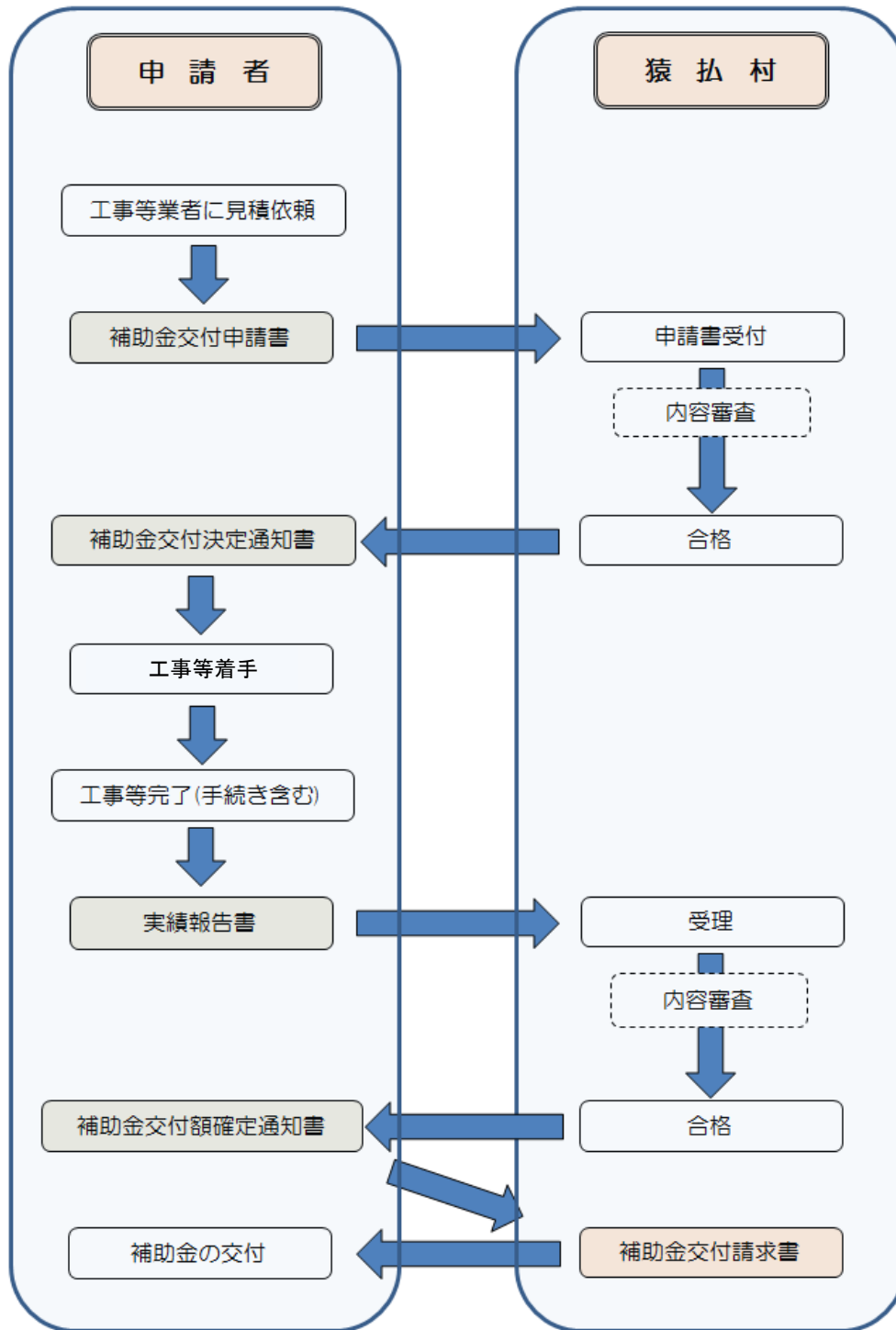
(受任者) 住 所： _____

氏 名： _____

支払先を委任することができるのは、交付対象者と共有名義である方に限ります。

委任者との関係： _____

手続きの流れ



お問い合わせ・ご相談は

猿払村建設課 土木建築係（役場庁舎1階）
 〒098-6232 宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地1 TEL：01635-2-3135（直通）
 ホームページアドレス：<http://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/>
 （トップページ⇒暮らしの情報⇒住宅・土地⇒快適な住まいづくり促進事業の順でお開きください）